

## 「年金記録相談の特別強化体制」について

(平成18年8月21日から12月末まで)

社会保険庁では、平成9年1月に基礎年金番号を導入し、国民年金、厚生年金等の年金手帳記号番号を基礎年金番号に収録することにより、各年金制度を通じた記録の整理及び年金相談の充実を図ってきたところであるが、被保険者及び年金受給者が自身の年金記録に不安や疑問を抱く場合について、本人から年金記録を確認いただき、疑問に対応できるよう年金記録相談の特別強化体制を取ることにした。

### ○ 年金加入記録の積極的な提供を受けることによる被保険者等自身での年金記録の確認

#### (1) 行政からのアプローチ

- ① 58歳到達者に対する年金加入記録の通知
- ② 年金裁定前(60歳または65歳)に加入記録を記載した裁定請求書の送付

#### (2) 国民からのアプローチ

- ③ インターネットによる年金加入記録の即時提供
- ④ 電話や社会保険事務所の相談窓口による照会対応

### ○ 社会保険事務所における対応

年金相談(年金の見込み額、年金の裁定請求等)に伴い加入記録の確認を行った結果、相談者本人の記憶と社会保険庁の管理する記録が不一致になった者や加入記録の確認に関する相談者のために年金記録相談の専用窓口を設置した。

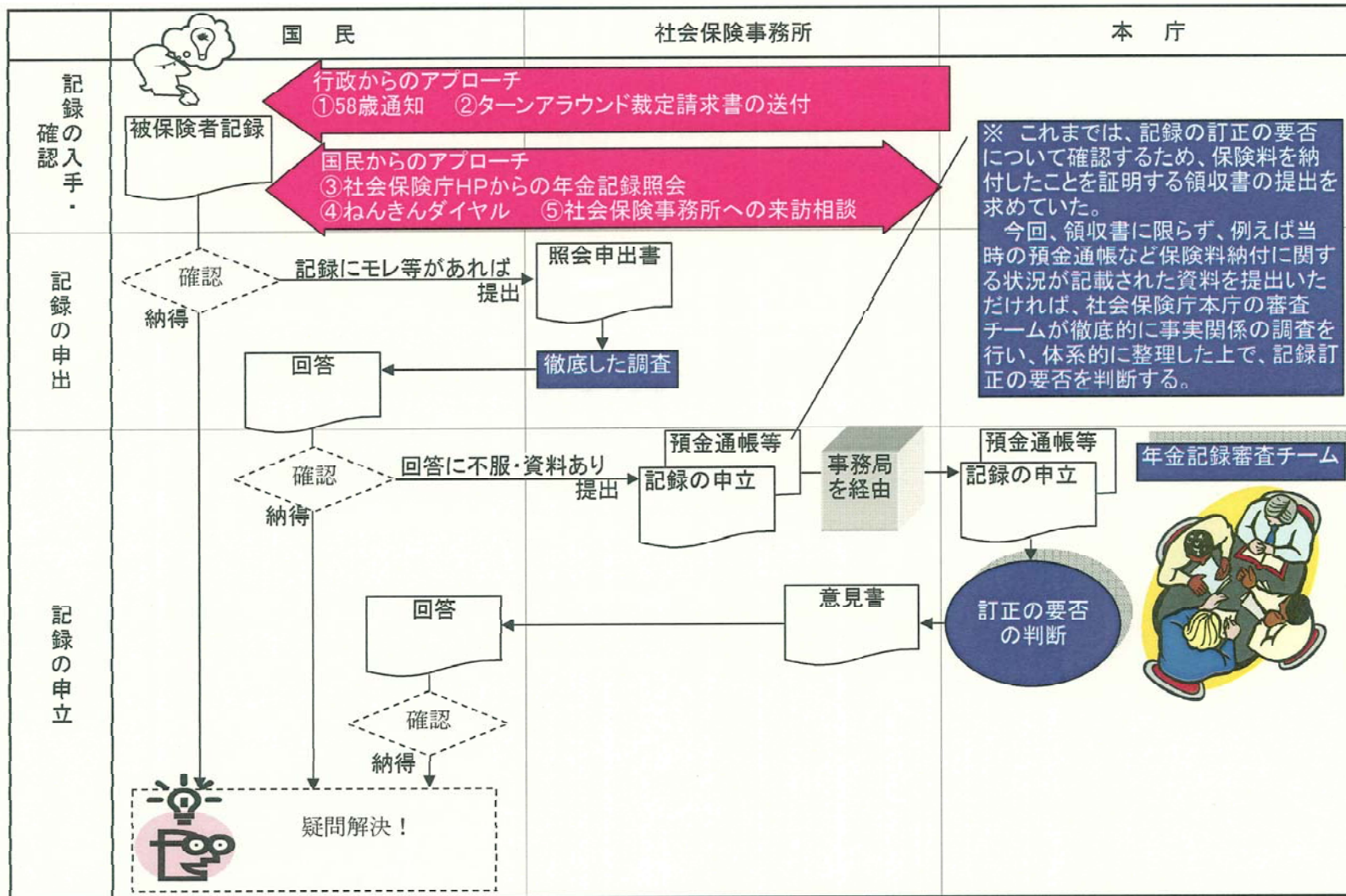
本人が社会保険庁の管理する加入記録について疑問がある場合は、「照会申出書」を提出いただき、再度、徹底した調査を実施。

### ○ 本庁における対応

社会保険事務所において記録の有無等を調査・確認した後でも、本人の申立により、本庁において記録訂正の要否について判断を行うこととした。

庁内に「年金記録審査チーム」を設置し、社会保険事務所が行った調査内容の確認及び本人から提出された保険料納付に関する証拠書類(領収書に限らず、保険料の納付状況が記載された預金通帳等)に基づき、徹底的に事実関係の調査を行い、体系的に整理した上で、記録訂正の要否を判断する。

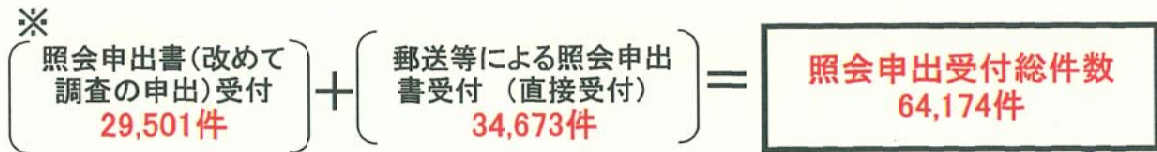
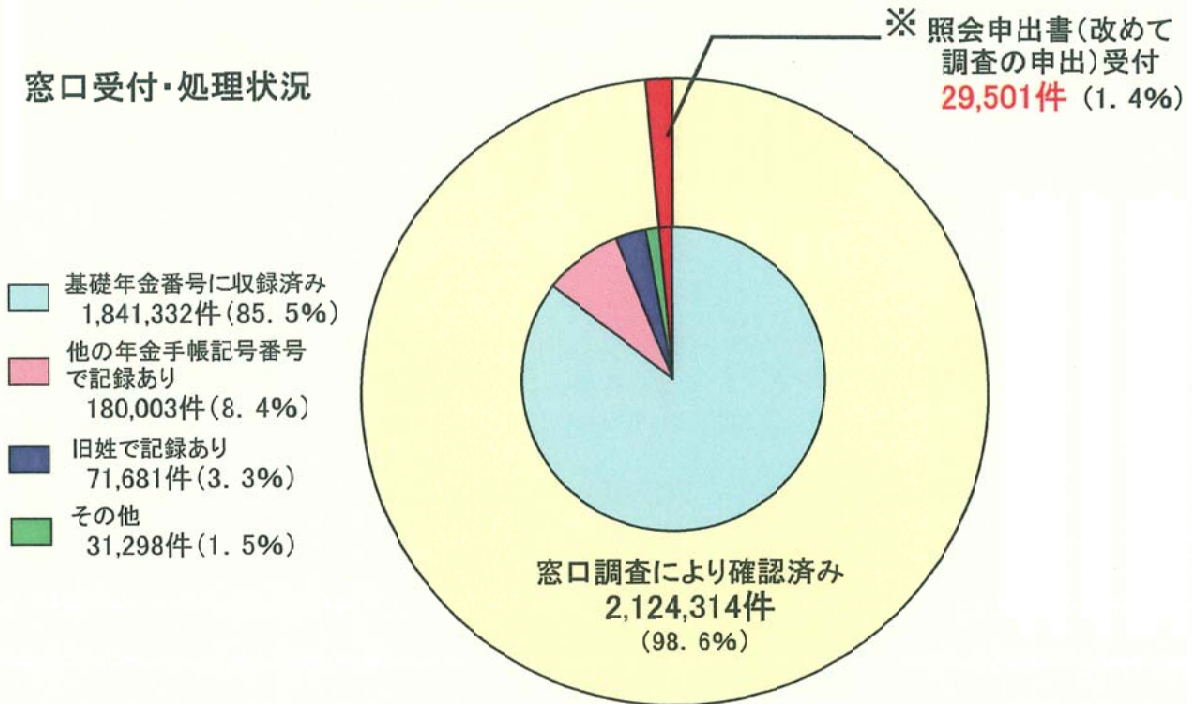
# 年金記録相談の特別強化体制



# 年金記録の確認に関する特別相談の実施状況

(平成18年8月21日～19年3月30日受付分)

## 1 窓口受付・処理状況



## 2 照会申出受付分の処理状況

